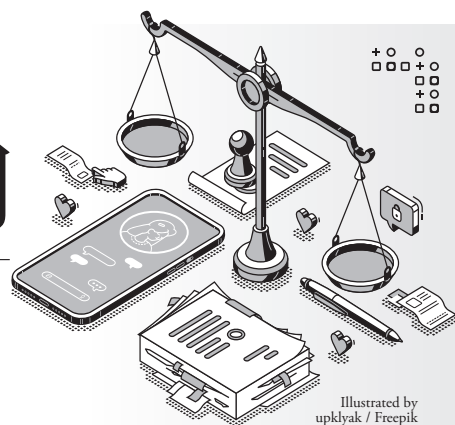


新しい法律のご案内

LINE UP

- 弁護士会の活動と担当分野での
新しい法律・判例のご紹介 ……1頁
- 民事裁判におけるインターネットの
利用が進みます ……2頁
- 大学生の急性アルコール中毒による死亡事故の裁判について ……3頁



Illustrated by
upklyak / Freepik

大阪弁護士会の副会長を務めています

— 弁護士会の活動と担当分野での新しい法律・判例のご紹介 —



弁護士 高江俊名

今年の4月から、大阪弁護士会の副会長を務めています。今回は、弁護士会がどのような活動をしているのかをご紹介します。副会長として担当している分野での新しい法律と裁判例のことについても触れたいと思います。

1. 弁護士会の活動

(1) 弁護士自治

弁護士や弁護士会の活動に関しては、弁護士法という法律があります。

弁護士法は、その第1条で、弁護士の使命について、次のように定めています。

- ① 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
- ② 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

そして、弁護士会の目的について、「弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士の事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」と定めています（弁護士法31条）。

この規定に基づいて、弁護士の登録や弁護士に対する指導監督、懲戒処分などは、弁護士会が行っています。これ

は、弁護士が、その使命である人権擁護と社会正義を実現するためには、いかなる権力にも屈することなく、自由独立でなければならないとの考えによるもので、「弁護士自治」と呼ばれています。

(2) 基本的人権の擁護、法律制度の改善の提言

弁護士会は、弁護士の使命とされている基本的人権の擁護や法律制度の改善のために、人権救済の申立てを受けて人権侵害事例について警告や勧告を行ったり、弁護士会の中に様々な分野の委員会を設けて法律制度の改善について検討し、提言を行ったりしています。

(3) その他

そのほかにも、弁護士会は、法律相談や弁護士紹介、弁護士の業務を広げるための取組など、様々な活動を行っています。

大阪弁護士会には、7人の副会長がいて、弁護士会が行っている様々な活動について、分担しながら職務を行っています。

2. LGBTに関する新しい法律と最高裁判例

(1) LGBT理解増進法

私が副会長として担当している分野で最近成立した新しい法律として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称

LGBT理解増進法）があります。2023年6月16日に国会で成立しました。

この法律が成立する経緯には紆余曲折がありましたが、重要なポイントは、基本理念として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない」（第3条）と定められていることです。「性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」とされたところがポイントになります。

(2) トランスジェンダーのトイレ利用制限を違法とした最高裁判例

LGBTの人権に関しては、2023年7月11日に、経済産業省で勤務するトランスジェンダーの女性が女性用トイレの使用を制限されていたことの違法性が争われていた訴訟で、最

高裁判所が、制限を違法とする判決を言い渡しました。

この最高裁判決は、各裁判官がそれぞれ補足意見を述べており、異例であるとして報道でも話題になりました。その補足意見では、以下のようなことが述べられています。

「自認する性別に即して社会生活を送ることは、誰にとっても重要な利益であり、取り分けトランスジェンダーである者にとっては、切実な利益である、そして、このような利益は法的に保護されるべきものと捉えられる」

「性別は、社会生活や人間関係における個人の属性として、個人の人格的な生存と密接かつ不可分であり、個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法益として十分に尊重されるべきものである」

「同僚の女性職員が同じ女性トイレを使用することに対し、抱く可能性があり得る違和感・羞恥心等は、トランスジェンダーに対する理解が必ずしも十分でないことによるところが少なくないと思われるので、研修により、相当程度払拭できると考えられる。」

この最高裁判決は、職場におけるトランスジェンダーのトイレ使用が問題になったケースについてのものですが、自認する性別に即して社会生活を送ることは重要な法益として保障されるべきものであることを明らかにするとともに、社会全体でトランスジェンダーに対する理解を広げていくことの必要性を示唆しているものと考えられます。

民事裁判におけるインターネットの利用が進みます



弁護士 松 森 彬

1. 民事裁判のIT化

(1) 民事裁判の分野でのインターネットの利用

民事裁判のIT化（インターネットなどの電子技術の利用）とは、①訴状などの書面をオンラインで提出すること、②口頭弁論などをウェブ会議で行うこと、③裁判所での記録の保存を電子データで行うことなどをいいます。

民事訴訟法が昨年5月に改正され、機器や体制の準備ができた手続から実施されます。全面的に実施されるのは2025年（令和7年）度になる予定です。

(2) 裁判の特性を踏まえる必要

IT化は、紙資源の節約になり、迅速性や利便性の点でメリットがあります。ただ、裁判の場合は、公開が必要であ

ること、コミュニケーションが重要であること、審理の仕方について当事者に権利があることなどの特性がありますので、これらを考慮する必要があります。大阪弁護士会がアメリカの視察に行ったとき、裁判官を説得するためには裁判所に行く必要があるという弁護士の意見があったようです。対面のコミュニケーションの重要性を指摘するものとして、面白く思いました。

2. 書類のオンライン提出

訴状や準備書面の提出は、これまでは持参、郵送、ファクシミリの方法がとられていました。今後はインターネットで書面の提出ができるようになります（施行時期は2022年

5月25日の公布から4年以内の政令で定める日です)。

3. ウェブ会議・電話会議

当事者や弁護士は、裁判所に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して裁判手続をすることができるようになります。(施行時期は手続によって異なります。)

(1) 弁論準備手続の期日と和解の期日(既に始まっています)

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議によって、弁論準備手続の期日と和解の期日における手続を行うことができることになります(法170条3項、法89条2項)。ウェブ会議を希望しない当事者は裁判所での手続に参加することができます。

この改正は今年の3月1日から既に施行されており、私たちもウェブ会議で裁判をすることが増えています。

(2) 口頭弁論期日

裁判所は、口頭弁論の期日についても、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議で行うことができるようになります(法87条の2)(地方裁判所の施行日は2022年5月25日の公布から2年以内の政令で定める日です。また、家庭裁判所の施行日は、民事訴訟での施行日から1年6か月以内に政令で定める日です)。

(3) 離婚の和解や調停の成立等

家庭裁判所における人事訴訟と家事調停についても、ウェブ会議を利用して離婚などの和解や調停を成立させることができるようになります(施行は2022年5月25日の公布から3年以内の政令で定める日です)。

(4) 証人尋問・当事者尋問は限定的

ウェブでの審理は、法廷での現実の審理に比べて、コミュニケーションが十分にできないと言われていています。画面越しの尋問では追及がしにくいことなども指摘されています。そこで、ウェブ会議で人証調べを行うのは、その人の住所、

年齢、心身の状態などから裁判所に出頭するのが困難である場合や、双方当事人に異議がない場合など、相当と認められる場合に限られます(法204条)。

4. 訴訟記録は電子データで保管

裁判所の訴訟記録は、電子データで保管されることとなります(施行は2022年5月25日の公布から4年以内の政令で定める日です)。

5. IT化以外の改正

民事訴訟のIT化と関係はありませんが、昨年の民事訴訟法の改正で次の2つの制度ができました。

(1) 住所、氏名等の秘匿制度

当事者等が配偶者暴力(DV)や性犯罪の被害者等である場合に、住所、氏名等を相手方に秘匿したまま民事訴訟手続を進めることができるようになりました。住所や氏名が相手方等に知られることによって、「申立をする人やその法定代理人(親権者等)が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき」に認められます。この制度は今年の2月20日から施行されています。

(2) 法定審理期間訴訟手続

当事者双方の申出・同意がある場合に、手続開始から6か月以内に審理を終結し、そこから1か月以内に判決をする手続が創設されました。消費者契約事件や個別労働事件は対象外です。この手続は、主張と立証が事実上、制限されます。そこで、当事務所のブログでもご説明しましたが、相手方の主張と証拠が全部明らかになっているような特別な場合を除き、通常の事件には向いていない手続です(施行時期は2022年5月25日の公布から4年以内の政令で定める日です)。

大学生の急性アルコール中毒による死亡事故の裁判について



弁護士 柳 本 千 恵

1. 事案の概要

平成29年12月、大阪府内の私立大学に通う学生らが所属するテニスサークルの飲み会に参加したAさん(当時20歳)が、その後、急性アルコール中毒で死亡する事件が起きま

した。

この飲み会には、2回生及び3回生10名ほどが参加していました。

Aさんは、ビールを数杯飲んだ後、複数のショットグラス

に入ったウォッカを一気飲みしました。一気飲みは、一度だけではありませんでした。一気飲みの際、Aさんは、他の学生らから、一気飲みを囁し立てる「コール」を受けていました。

Aさんは、飲み会の途中で泥酔状態になり、他の学生らからの呼びかけに応じなくなりました。

飲み会の後、飲み会に参加していなかった2回生の学生らが、飲み会の後片付けのために店に呼ばれ、店内で、泥酔して意識のないAさんを見つけ、Aさんの介抱を行いました。

飲み会後に店を訪れた2回生の学生らは、飲み会に参加していた3回生の学生らに、救急車を呼ぶかどうかの相談をしましたが、3回生の学生らは、大丈夫等と言って、Aさんを店の近くに住むサークルメンバーの下宿先に運ぶよう言いました。その後、Aさんは、飲み会後に店に呼ばれた学生数名によって、サークルメンバーの下宿先に運ばれました。

Aさんは、翌朝、息をしておらず、病院に搬送されましたが、急性アルコール中毒が原因で死亡しました。

Aさんの両親は、令和2年7月、学生らが通う大学及び学生ら（飲み会に参加していた学生10名及び飲み会後に店を訪れた学生8名）に対し、大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

当事務所は、飲み会後に店を訪れた学生のうち1名から依頼を受け、裁判に関わりました。

2. 大阪地裁の判決

大学との間では、再発防止策を実施する等の内容で、判決前に和解が成立しましたが、学生らとの間では、和解は成立せず、判決になりました。

大阪地裁は、飲み会に参加していた学生10名及び飲み会後に店を訪れた学生8名のうち6名に対し、救急隊の出動

を要請する義務を負っていたとして、救護義務違反を理由に、合計約4200万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しました。

判決では、飲み会後に店を訪れた学生について、Aさんが急性アルコール中毒に陥っており、放置すれば死亡する危険のある状態であることを認識することができたにもかかわらず、救急隊の出動を要請せず、Aさんをサークルメンバー宅に運び、その場を後にしたことについて、救護義務違反が認められました。

他方、Aさんの飲酒量及び飲酒態様は分別を欠いた無謀なものであり、Aさんにも過失があったとして、7割の過失相殺が認められました。

当事務所が依頼を受けた学生については、飲み会後に店を訪れた後、もっぱら飲み会の後片付けをしていて、Aさんの介抱や救急車を呼ぶかどうかの話し合い、サークルメンバー宅への運び込みに関与していなかったことから、救護義務違反はなかったとして、賠償責任が否定されました。

この大阪地裁の判決について、賠償責任が認められた被告のうち数名が判決を不服として控訴をしました。

3. 最後に

今回の民事裁判で被告になった学生らのうち9名（飲み会に参加していた学生のうち4名及び飲み会後に店を訪れた学生のうち5名）は、過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けています。

まだ酒に慣れていない学生が、大学のサークル等の飲み会で泥酔し、急性アルコール中毒等により死亡する事故は後を絶ちません。

一気飲み等の間違った飲酒方法をしない／させないとともに、泥酔者を見つけたら、ためらわずに救急車を呼ぶことが求められます。

あ と が き

高江俊名弁護士がMBSラジオで7月31日に放送された「となりの弁さん」という番組に出演しました。番組（13分）は、スマホかパソコンで、「となりの弁さん 高江」と入力して検索していただくと、ユーチューブでいつでもお聞きいただけます。

2023年（令和5年）8月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> 西天満総合法律事務所 （ホームページには地図も掲載しています）

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江 俊 名

弁護士 松 森 彬

弁護士 柳 本 千 恵